報告書受領

三月二十二日内閣から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づく国民の保護に関する基本指針の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

人事異動

法　務　省

○定年退官

金沢区検察庁副検事士屋邦彦は、検察庁法第二十二条の規定により三月二十一日限り定年退官

長岡区検察庁副検事金子書麿は、検察庁法第二十二条の規定により三月二十一日限り定年退官

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月二十三日バヌアツ国の国祭日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、新潟労働局の関係事業主を代表する者近隆の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 28 年 3 月 24 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業の団体であって、新潟労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成28年４月４日

4　推薦書及び添付書類提出先　新潟労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

中部運輸局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第１号）、中部海上旅客運送業最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第２号）及び中部漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中部運輸局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成 28 年 3 月 24 日

中部運輸局長　鈴木　昭久

1．中部内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「243,350円」を「245,150円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「184,750円」を「186,550円」に、「175,450円」を「177,250円」に改める。

2．中部海上旅客運送業最低賃金第４項中「240,000円」を「241,500円」に、「178,000円」を「178,850円」に改める。

3．中部漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「198,300円」を「199,300円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年４月23日から効力を生ずる。

最低工賃の廃止決定に関する公示

静岡労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、静岡県広幅綿・スフ織物業最低工賃（平成９年静岡労働基準局最低工賃公示第１号）、静岡県広幅綿・スフ織布業最低工賃（平成９年静岡労働基準局最低工賃公示第２号）及び静岡県別珍・コール天織布業最低工賃（平成９年静岡労働基準局最低工賃公示第３号）を平成28年３月23日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 28 年 3 月 24 日

静岡労働局長　野村　栄一

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人仲宗根一郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 28 年 3 月 24 日　　東京法務局

元当局所属公証人川勝隆之の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 28 年 3 月 24 日　　横浜地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成28年３月24日、司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 28 年 3 月 24 日

静岡地方法務局長　梅田　　実

記

氏名　江藤　智昭

所属する司法書士会　静岡県司法書士会

登録番号　静岡第528号

住所　静岡県三島市松本50番地の８　パステルビレッジW－４

違反行為　預り金の管理義務違反等

被害回復給付金裁定表記載公告

平成 28 年 3 月 24 日　　函館地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定に基づき、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　函館地方検察庁　平成27年第１号

2　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日　平成28年３月24日

3　この公告に関する問い合わせ先

〒040―0031　北海道函館市上新川町１番13号

函館地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0138―41―1209

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。

○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。